

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成22年9月3日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
6番	杉 浦 光 男	議員	7番	平 野 龍 司	議員
8番	山 田 英 明	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
15番	山 盛 左 千 江	議員	16番	伊 藤 清	議員
17番	月 岡 修 一	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	坂 下 勝 保	議員	21番	矢 野 清 實	議員
22番	前 山 美 恵 子	議員			

### 2. 欠席議員

5番	中 村 定 志	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
----	---------	----	-----	---------	----

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
市民生活部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	消防長	神 谷 清 貴 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	行政経営部次長	横 山 孝 三 君
		兼秘書政策課長	
行政経営部次長	大 林 栄 美 君	健康福祉部次長	加 藤 誠 君
兼財政課長		兼高齢者福祉課長	
健康福祉部次長	原 田 昇 君	経済建設部次長	鈴 木 重 利 君

兼医療健康課長

経済建設部次長 加藤 慎 君  
兼環境課長

総務防災課長 神谷 元弘 君

兼都市計画課長

会計管理者 塚本 邦広 君  
兼出納室長

監査委員事務局長 福井 康夫 君

## 5. 議事日程

### (1) 一般質問

毛受 明宏 議員

前山美恵子 議員

石橋 敏明 議員

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 19 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に1番 毛受明宏議員、登壇にてお願いをいたします。

### No.3 ○1番(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。

本日は、私の地元のほうからの応援団が数名おり、張り切って頑張っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

質問に入る前に、一昨日、昨日と伊藤議員、松山議員、三浦議員の冒頭にもありましたが、また皆様も十分にご承知かと思っておりますが、去る7月24日に愛知県消防操法大会において、昨年に引き続き豊明市代表として阿野第4分団が出場し、昨年のリベンジも兼ねまして、見事栄冠を勝ち取り、11月12日に蒲郡市にて行われる操法全国大会への切符をつかみました。

昨年は県大会出場も悔し涙、今年は熱い熱いうれし涙、一生懸命やった要員たちの涙

は、すばらしいことと思いました。

そんな第4分団には、本年の終結となる11月にも、もう一度うれし涙を流してほしいと、心から願うものであります。

豊明市消防団第4分団、県大会優勝おめでとう。そして全国大会でも豊明市代表として、そして愛知県代表として頑張してほしいと願うものであります。

場は違いますが、この壇上から消防団員と指導する消防職員に応援エールを送らせていただきました。

本来の質問に入りたいと思います。

まず初めに、地震・豪雨時、緊急時対応についてをご質問いたします。

本年も暦は9月に入り、11日には松山議員、三浦議員からの質問にもありましたが、そして私自身も6月議会でも質問をさせていただきました、東海豪雨より丸10年の歳月が過ぎ去ることとなります。

愛知県下では、避難勧告または避難指示が23市町村に出され、名古屋市を始め9市町から自衛隊への災害派遣が要請され、愛知県管理河川では新川、新地蔵川、広田川、加護川、石ヶ瀬川、そして豊明市内の県管理河川においては、皆瀬川、正戸川、井堰川が破堤し、広範囲で浸水被害が発生しました。

このように見ましても、3河川が破堤した豊明市は、大きな被害をこうむったと言えます。

そして、この東海豪雨以後、10年の間でも、近隣の三河地方を始め、日本各地で記録的な豪雨が発生しており、平成16年7月、新潟、福島。同月に発生した福井豪雨は平成18年7月、そして20年8月末。そして中国、九州北部豪雨は平成21年7月という、気象庁が「豪雨」と命名したものや、それ以外に台風や短時間の間に集中的に降る局地的な大雨が全国で発生いたしました。

また、当地方だけではなく、近い将来に起こり得るとされる東海、東南海地震では、高い震度も予測されております。

東海豪雨より10年、関西地方を揺るがした阪神・淡路大震災より15年と、記憶こそ風化し始めておりますが、去る8月22日に市内3小学校にて行われた豊明市防災訓練では、避難経路の確認と各種避難場所での対応を見て、多くの市民の防災意識を確認いたしました。

このように豪雨にしても地震にしても、いつやってくるかわからない状況下に置かれていることも確かであります。

そこで以下、各種緊急時の対応の中でも、崩壊、倒壊などでの第1次救援活動を中心に質問をいたします。

まず1つ目は、昨今の建設業不況にて、全国的に地域建設業の倒産や廃業が大変多くなっております。

各地で災害発生時に、地元の建設業者が第1次の救援活動で活躍していることは、災害発生現場のテレビに映る様子からも確認できます。

そこで、当市と地元建設業の間で防災活動に対する連携や協定について、どのようになっているか、ご質問をいたします。

そして2つ目は、阪神・淡路大震災においても宮川村土砂災害など、地震では倒壊家屋などでの撤去で、土砂災害では土砂撤去で建設業者が保有する大型・中型重機の確保は必須となりますが、現在、当市と建設業者の間で重機の確保とその台数の確認ができているか、ご質問をいたします。

衰退する建設業であります。その重機の確保が困難な場合は、当市としてどのような対応をするのか、ご質問をいたします。

続きまして2問目は、市内消防団員支援と商店活性化についてをご質問いたします。

市内には計7分団と181人の消防団員が日々、市内消防防災活動に活躍されております。

消防団員を主だって目にするのは操法訓練であります。火災消火活動、行方不明者の捜索、時期的には防災啓発活動など、数々のご尽力をなされております。この活動も、一つには家族の協力がなければならないことも事実であります。

今回は消防団操法大会に激励に伺った際に、消防団長との会話の中から、頑張っている消防団員に支援策はないかといったところから、考えあげた質問であります。

調べでは、瀬戸市では自分のまちは自分で守る、私たちは消防団を応援していますと、「がんばれ消防団応援事業所」と称し団員証の発行をして、市内商店が消防団員応援価格で食事や商品を提供するなど、消防団員のバックアップを市内商工業者がして、みずからの店の活性化にも努めております。

内容は、主だったところで団員1名につき商品、食事の割引や、お食事をした際にドリンク無料や粗品の進呈をするなどであります。

日夜、市内の防犯活動で汗を流す団員と、その活動を理解し支援するご家族に少しでも支援優遇としての取り組みであり、市内の一体感を生み出す取り組みとも言えます。

もう一つは、このまちでこの先、消防団員を育てる手段としても、よい取り組みとも思いません。

このことについて、消防団長に確認をとったところ、団員証の発行は可能であるとのこと、当市においても市内商店との連携にて団員、団員家族を優遇して、消防団員のみならず、市内商店の活性化に努めてはいかがかとご質問をいたします。

3問目は、LED防犯灯豊明モデルについてをご質問いたします。

LEDについては、今までも数々のご質問をまいりました。環境問題や省エネには威力を発揮することも確認をまいりました。

そして私自身は、調査のために東京、倉敷などのLED先進地に視察に行き、大きく学んできました。今回は、その継続する自身の調査内で気づいた点を主題として、ご質問をいたしたいと思えます。

岡山県倉敷市では、防犯灯LEDについて補助金、補助制度を設けております。

本年6月30日現在で、本庁舎と各支所分の申請台数676灯と、設置実績を上げております。

しかしながら現在、LED灯具には規格がなく、設置するたびに形が変わってしまい、夜間点灯時にまちの景観を損ねるという欠点も確認いたしました。

そして規格がないことで、東京都では各形状のLED灯のセールスに来る業者が、数千社に上がるなどの問題も確認いたしました。

LED器具は、大豆程度の半導体を組み込む灯具であります。今までのような電球や蛍光灯を取りつけるスペースも不要で、容易に器具の形成ができるということでもあります。

そこで、LED補助金ランクの設定が第一の重要課題であります。器具形成可能な利点を活用し、LED防犯灯豊明モデルを製作して統一性を図り、桶狭間モデル、ひまわりモデルなどで、まち全体の活性化を含む防犯灯の普及とエコを、今後推進してはいかがかとご質問をいたします。

壇上で最後の質問となりますが、エコ低公害車支援補助についてをご質問いたします。

国が運営するエコポイント制度も9月末に自動車購入補助、12月末には家電製品購入補助制度が終わろうとしておりますが、昨日の発表では、家電は延長するとのことも耳にしております。

現在でも活性化対策として、豊田市では事業者向けに次世代自動車普及促進事業補助制度や、個人向けエコファミリー支援補助制度にて、主に車両価格など、価格の5%程度が補助をされており、ほかに刈谷市、知立市、安城市などが購入プラス補助金制度を設置していることを確認いたしました。

国が定めた自動車エコポイント制度は、今月末に終了しますが、8月新車販売対前年度比46.7%増と、8月の購入台数としては過去最高という実績も出しております。

そこで、当市においても独自のエコ低公害車支援補助制度を設けて、国の制度切れ後も購入買い換え促進をして活性化に努めてみてはと思いますので、ご質問をいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

#### No.4 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.5 ○市民生活部長(平野 隆君)

市民生活部のほうからは、大きな2項目のご質問がありましたので、順次ご答弁を申し上げます。

最初に、地震・豪雨時の緊急時対応についての中で、第1次的な建設業協会さんとの関係だったと認識しております。

1点目です。

まず本市においては、平成16年5月1日、豊明市建設業協会と「災害時応急対策業務協力覚書」を締結しております。災害時には、建設資機材や労力の提供をしていただけるということになっております。

当時の協会には36社の会員がありまして、災害復旧には心強い協力者であると、そういう認識を持っております。

またちなみに、建設業協会以外では、例えば競馬場と広域避難所の協定覚書や、それから花き市場とは物資の配送、それからフジパンさんなどについては物資の調達等々、総じて20もの協定、覚書を締結している状況でございます。

それから、2つ目の関係です。

確かに、建設業協会さんの会員数が減少して、提供していただける建設資機材などが、当時、協定締結時の平成16年と比べますと少なくなっているということは、承知しております。

当時、主な建設資機材を列記しますと、掘削機が42台、ブルドーザーが10台、ダンプカーにおいては36台という、ご提供がいただけるという内容の覚書と認識しております。

今後、こういった少なくなっているということを踏まえまして、新たな、新しい業者さんと個々に例えば協定ができるよう、重機、資機材の提供が受けられるよう努力をしていきたいと、お声をかけていきたいと、そういうふうを考えております。

そして、2つ目のLEDの防犯灯豊明モデルについてでございます。

ご提案の倉敷市さんの例を出されての、例えば豊明で桶狭間モデル、ひまわりモデル等々の、そういったものを製品化して、地域の活性化あるいは防犯灯に生かせということだと思います。

確かに言われるように、景観上もいいですし、エコにもなります。このLED化については今、いろんなところで普及されているということだと思いますが、今言われたご提案の設置費用等々をいろいろ考えますと、どうしても今よりは高額になるということを考えます。

ということは今、補助制度で私どももやっておりますので、地元の負担が増加することが懸念となることもありますので、また新たなご提案ということで、ちょっと課題とさせていただきたいというふうに思っております。

総じてLED防犯灯の普及につきましては、さらなるイニシャルコストの低下を期待しているところでもありますけれども、利点の一つとして、電気料金が非常に安価になるということも承知しておりますので、今後引き続き調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

No.6 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

#### No.7 ○経済建設部長(三冶金行君)

経済建設部のほうに2項目についてご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

1項目目の市内消防団員支援と商店活性化についてでございますが、昨今の厳しい社会情勢、また社会環境の変化により、賑わいを見せていた商店街に空き家店舗が増え、人影もまばらになっている状況でございます。

現在、商業活性化のために、商工会におきましてがんばる商店街推進事業を展開しております。市役所、文化会館、ひまわり広場にて30店舗を紹介し、割引券や優待情報などのサービスをし、商店の活性化に努めております。

ご質問の消防団員、その家族への優遇ということでございますが、個々の商店が顧客獲得のために工夫して行う、これらが必要というふうに考えております。

実現ができるかどうか検討していただくように、商工会のほうに照会してまいりたいと思っております。

2項目目のエコ低公害車支援補助についてでございますが、低公害車の購入補助制度につきましては、県内で5市にて実施をしております。

近隣においては、刈谷市、みよし市及び豊田市が、低公害車購入補助事業を行っております。

また、9月末で終了予定のエコカー補助金終了後、安城市では市単独でエコカー補助金制度を発足させる予定であり、これは自動車産業に対します産業振興策としての導入がされるものとお聞きをしております。

担当する安城市商工課に確認しましたところ、このような同様の制度は、よそでは準備をしていないというようなことをお聞きしているところでございます。

当市におきましては、独自の補助制度を設けることは、現状では難しいと考えております。

終わります。

#### No.8 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.9 ○1番(毛受明宏議員)

一通りご答弁をいただきました。

まず、一番初めの1番から再質問をしたいと思っております。

当時、36社ということで、またほかにも協力体制に入っていた団体などがあるということですが、しかしながら、ここで私の一つの持論ですが、お伝えしておきます。

私自身ですが、昨年の4月になりますが、兵庫県芦屋市の商工会の青年部の仲間と、交流を兼ねて、芦屋市は震源地にほど近く、まあほとんど震源地ですよ。ということから、当時の状況を改めてお聞きするのに、二度目となりますが、足を運びました。

その中で1人の仲間は、震災発生時、2階の自室ベッドで就寝中、揺れとともに大きな衝撃を受け、気づいたら1階の居間にいたと。それは、言ってみれば天井が抜けて、天井ごと1階に落ちたということでありました。幸い、ベッドの緩衝で無傷ということでありました。

そしてもう一人は、鉄筋コンクリート造低床マンションにて、震災に遭った仲間がおります。建物こそは大丈夫であったとっておりましたが、窓を開けたら、ここはどこなんだというぐらいの状況に見舞われたとっております。

マンション以外は、ほとんど倒壊していたということでありました。その状況下であったので、彼らもわけのわからないまま外に出ると、悲鳴ばかりが聞こえているまちなかに変わっていた。

またもう一つは、その仲間に倒壊家屋に挟まれた近所のおじさんが助けを求めてきたとのことですが、倒壊家屋というのはなかなか重くて動かない。そして助けを求めても、人は一目散に逃げ、たとえ助けをいただいてもどうにもならない状況であります。

また悲しいことに、彼らはそのおじさんの最期をみとってしまったという話でございます。本当に悲惨な話でございます。

しかし、地震発生時はそこまでいたしまして、被災地ではどうしたらよいかということ、まず救援物資が届かないことはないとおおりました。

しかしながら、救援物資が届けられるように搬入路をつくらなくてはならないということも確認いたしました。

搬入路をつくるにしても、ツルハシとスコップではどうにもならず、本当に困っていたところに、地元の建設業者の重機が活躍して搬入路ができ上がったとのことで、大変助かったそうであります。

しかし、たまたま重機を持つ建設業者がいたからよかったことではありますが、私も「帰ったら、地元には声をかけておいたほうがいいよ」とアドバイスをいただきましたが、幸い、その辺は私も得意なところでありますので、皆さんにおふれをしなければいけないなと思っております。

また、地震というのは、阪神・淡路大震災でもそうなんです、関西一帯が被災しており、たまたまそういう業者が近所にいて助かった、よかったとおおりますが、彼の身内は西宮市にもいるとのことで、搬入路の造成が遅れて丸2日間、陸の孤島となったことのお話をいただきました。

搬入路というのは、外から中へ、外から中へではなく、まず中から外へ、中から外へつくらなくては、第1次の復旧にたどり着かないということも確認をさせていただきました。



そこで再質問ですが、豊明市も建設業協会との覚書を結んでいるということですが、先ほどの数字は平成16年のであります。

壇上でも質問で述べたように、建設業不況にて全国的に当市内建設業でも廃業や公共工事から撤退する業者が増えております。

最近では、中型・大型重機の稼働する工事現場もなく、また所持するだけで維持管理費が機械にかかってくるということで、工事を受注した際には、すべてではないですが、建設機械リース屋さんに頼っていると聞いております。

そこで、先ほどは16年のですが、現在の協力業者数と重機の台数など、市は改めて更新して把握をしているのか、ご質問をいたします。

#### No.10 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.11 ○市民生活部長(平野 隆君)

ご無礼しました。現在の建設業者さんからご提供いただける資機材の質問であります。会員数から申しますと、会員数は、先ほどの36が現在は22社と聞いております。

そして、先ほどの例で出しました資機材を比較して申しますと、掘削機は現在27台です。ですから、当初の協定よりも15台減ということになるかと思っております。

それからブルドーザーは、これは6台です。ですから、比較4台減。

ダンプカー32台、これは比較的確保ができていて4台の減。

そういった状況をお聞きしております。

終わります。

#### No.12 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.13 ○1番(毛受明宏議員)

今、ご答弁をいただいた数字でもわかるように、当市内でも3分の1の業者が何らかの形でおやめになったり、別の業種に移った方が、ひょっとしたらいるかもしれませんが、確認することができました。

しかし、その数字からすると大変不安な面も感じます。

そこで、協定は建設業協会の会員さんと結んでいるとのことですが、最近の当市内の入

札結果などを見る限り、建設業協会以外の市内外の業者も本市との契約を結び工事に至っております。

私も以前、現場監督の経験をしたことがあり、工事着手前の施工計画書では、緊急時の体制などという計画書を提出していると思います。

現在でも多分そうだと思いますが、その体制プラス被害発生時の応援協力などの形で、いつ起こるかわからない災害であります。その市内外の業者にも工事契約期間中だけでも、応援体制をとれる協定を結んでみてはとありますが、いかがでしょうか。

#### No.14 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野市民生活部長。

#### No.15 ○市民生活部長(平野 隆君)

建設業協会さんに、例えば未加盟な方も多分おみえになるでしょうし、今言われたように契約中ですか、の緊急のときに、たまたま災害がということもありますので、まず協会さん以外は今ちょっと把握しておりませんが、そういったことを調査して、協会さん以外でも、個々に協定を結ぶような努力は、今後やりたいというふうに思っております。

それから、契約中のことについては、恐らく一般的には何かがあったときには、その工事に関する緊急連絡網ということだろうと思いますけれども、それを1つの工事に関して、その中に盛り込むということが可能かどうかは、ちょっと私はすぐには判断できませんけれども、総じてそういった重機、資材の効果が非常に大きい、活躍度が期待されるということでありますので、広く協定等で相手先を見つけるという努力はしたいと思います。

終わります。

#### No.16 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.17 ○1番(毛受明宏議員)

まあ一気に進まないと思いますが、工事現場内だけでは、そう災害は起きないと思います。その際には、市のほうに絶大なる協力をいただける協定を結んでいただきたい。

また、そういう会員さんは当たり前でやらなければいけないかもしれないんですが、やはり外の方というのは、一人でも多く協力をいただければ心強い力となると思いますので、よろしく願いいたします。

以上でお願いをして、この質問を終わらせたいと思います。

続きまして、2問目の消防団と商店の活性化ということでご質問をいたします。

当市の消防団は歴代の消防団長のお力と、すぐれた消防団員の存在で、いわばすばらしい若者が多いことにもつながりますが、県大会へ11回、全国大会へ4回、うち全国優勝1回、2位1回、入賞1回と、大変歴史のある消防団であります。

また、冒頭で述べたように今年は操法全国大会に行きます。大変すばらしいことだと思います。

当市も、逆に行政からはなかなか難しいと思いますが、商工会などを使って、先ほど述べられたガンバルぼっくす事業、また最近でいうと、LEDに交換された補助金内の事業として、ナイトツアーということをし、去る28、29日ということで行われたと思います。

これは、いろいろこの消防団のその環境を進めるに当たって、やはりそういう事業の経過というのにも必要になってくると思いますが、このナイトツアーについて、経過のほうはいかがだったのか、経済建設部長、確認はできているのでしょうか。

#### No.18 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.19 ○経済建設部長(三冶金行君)

今、議員がご質問のように現在、商工会のほうではがんばる商店街推進事業の中で、ソフト事業といたしましてナイトセール、お出かけセールと銘打って、この8月28日と29日に17店舗で実施をしております。

その内容ということでございますが、まだ、しっかりすべてはつかんでおりませんけれども、サービスメニュー、これらの人気店につきましては、予約が多くてお断りをしたというようなこともお聞きをしております。

以上でございます。

#### No.20 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.21 ○1番(毛受明宏議員)

ご答弁をいただきました。

ナイトツアーにしても、そのもとのガンバルぼっくすにしても、そうなんです、市内の商

店もいろいろ手段を駆使して、店の活性化に努めております。また、それを求めておりません。

過去には消防団員は、各店の店主がほとんどだったのではないかと思います。これもお互いが活気づき、今は消防団長にご尽力を賜り、181人びっしりそろっておりますが、これもいつ団員確保が難しくなるかもわからないことだと思えます。

しっかり商工会を通じ、商店のほうの店側との理解もいただいて、活気のある消防団、活気のある商店をつくるきっかけの支援をしっかりとさせていただきたいと思えます。

本当に素晴らしい消防団員ばかりだということで、今年も建設消防委員長として拝見しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3問目のLEDのことに入ります。

この質問は以前から、2年半ぐらいたつのかな、やはり設置費用がかさむということで、イニシャルコストが高いということで、なかなか調査研究課題から進んでいない状態だと思えます。

ここで、LEDの欠点と利点というものもいろいろ調べたのでお伝えしておきます。

先ほども述べたように、幾多のLEDの器具モデルがあるためか、決して良品ばかりではない。落下して火災事故を発生してしまったものもあります。

また山形、福島では、推奨したLEDランプにより電波障害を発生したなどの事件もあります。

まだまだ、これは発展途上のLED灯でもあり、また、LEDに関して初心者の業者が多いともとれることにつながっていくと思えます。

そして利点としては、先ほども申し上げたように、LEDは蛍光灯器具より器具形成が容易であります。私自身、先ほど個人視察で行った東京都の祖師ヶ谷大蔵駅前では、これは防犯灯ではなく、商店街の街路灯であります。祖師ヶ谷にはウルトラマンの円谷プロがかかわっているということもあり、ウルトラマンやバルタン星人モデルのLED灯が、商店街を活気づかせております。

また、聞くところによると、関西のほうでは鉄人28号モデルが活躍していると聞いております。

ここで、この観点から経済建設部長のほうにご質問をいたしますが、このように見ましても、当市も商工会街路灯がLEDになったことから、そこにあわせて当市が無条件で利用できる「のぶながくん、よしもとくん」のワンポイントなどをつけて、「桶狭間のまち豊明」の活性化に取り組んでみたらいかかと、ご質問をいたします。

## No.22 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.23 ○経済建設部長(三冶金行君)

商工会におきまして、今年度にがんばる商店街推進事業が、これは補助を受けまして、街路灯のLED化を今行っております。

LED化にあわせまして、看板ですね、これをアクリル板に変えるというような検討をされたようでございますけれども、相当の費用が発生するというので、今回は見送ったようでございます。

看板を変える場合におきましては、商工会に相談をしてみたいと考えております。終わります。

#### No.24 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.25 ○1番(毛受明宏議員)

ありがとうございます。

なかなか難しいことだと思いますけれども、これも活性化の一つと考えて、この先も調査研究を進めていただきたいと思います。

そして、LED灯のことはもうさんざん言ってきましたが、私も豊明にLED灯なんてことは思っていなかったです。なるべく早く取り上げて、環境にやさしいLED先進地豊明になってくれたらいいかなと、2年半ほど前から考えておりましたが、さすがに財源不足にはかなわないものだなとも思っております。

しかしまだ、発展途上のLED灯でもありますので、LED灯に初心者の業者も多く、先ほどの欠点事項のように事件、事故も懸念されます。

そして早くから、LED灯に取り組んだLEDに熟知した業者もありますので、本市においても今後の取り組みに入った場合、その点にしっかりご留意していただき、環境のまち豊明をつくっていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

LED灯は、これで終わります。

最後の質問になりますが、これもいろいろと先ほど取り組んでいただいている市町において、トヨタ系の企業がいたり、また三菱等もあると思いますが、やはりその辺の関連が強いことなのかなと思っております。

そして、まあLED灯と同じですが、先立つものがないということも確認できますが、確実に買い替えにつながった今回の国の制度だとも確認できます。今後の豊明独自の活性化制度もしっかり考えていただきたいをお願いをしておきます。

この質問は、再質問をいたしません。

さて本日は、防災とエコと活性化についてを質問いたしました。

防災とエコといっても、地震は自然環境で違うにしても、環境の変化による豪雨発生であり、共通する面もあります。

防災とエコに関しては、今年の夏は6月から8月の平均気温をとり始めた1898年以降、最も平均気温が高い。それは113年間で一番高い夏と言われております。これは大変異常なことだと思えます。

そして、エコと活性化に関しては、国内金融機関が環境に配慮する企業へ優先的な投融資を促す環境金融行動原則の策定に乗り出しているとのことで、今回の質問は全体的につながり内容だと思えます。

逆にいえば、それほど世間に注目を浴びていることとも思えます。

ここで相羽市長、今回の質問は全体的に、相羽市長もある程度先進的なお考えをお持ちの方だと思いますので、ご見解をひとついただけたらと思えますが、どうぞよろしくお願い致します。

#### No.26 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

#### No.27 ○市長(相羽英勝君)

毛受議員のほうから、我々の生活に非常に身近なところのご質問をたくさんいただきました。

防災というのは、確かに我々人類にとって一番の泣きどころといえましょうか、想像がつかない、予測がつかないということが、一番の課題でありますけれども、そうかといって、そういう問題をなおざりにしておくということではいけませんので、我々豊明市民の力でできることは最大限やってまいりたいと、こういうふうに思っております。

それから、活性化といえましょうか、エコの今、自動車、家電のインセンティブでありますけれども、私の考え方は、実はこういうインセンティブというのは、なぜインセンティブが必要かということが一つあるわけでありましてけれども、やはり国の経済が活性化をしなければいかぬ。しかも急激に戻さなければいけない。そういうときにはやはりインセンティブ政策なんですね。

これは企業でもそうです。したがって、これは1年半、この自動車については、インセンティブ政策をやってまいりました。

この間に、やはりかえていただける方は、相当市場を活性化していただいた方であると思えます。

これをまた10月以降も続けていくというのは、私は少し課題があるんじゃないかと。結局マンネリ化していくというようなことがありますから、もし毛受議員がおっしゃるようなことが

必要ということになれば、少し視点を変えてやっていったらどうかなというふうに思います。

それから、もう一つはLEDの問題があります。

これは、私はこのLEDというのは、明かりということだけではなくて、あるいは寿命が非常に長いということではなくて、また逆に、お値段が高いということだけではなくて、豊明のやはりLEDというのは、できたら安全・安心とか健康とか高齢者福祉とか、そういう部分に活用できるようなコンテンツを、一遍よく考えてみる必要がある。

あくまでもLEDは手段でありますから、これをうまく活用して、そして豊明としての毛受議員がおっしゃったオリジナルの高いコンテンツをつくる。そういうことによってマーケットを活性化したり、環境を変えたり、あるいは我々の生活環境をよりよくしてステップアップしていくと、そういうような使い方がいいんじゃないのかなと、こんなふうに思っておりますので、よろしくご指導を賜りたいなと、こんなふうに思っております。

以上で終わります。

#### No.28 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

毛受明宏議員。

#### No.29 ○1番(毛受明宏議員)

市長、突然のご指名で、どうも申しわけないです。また、よきご回答をいただき、ありがとうございました。

しかし、全般的に豊明市も防災、エコ、そして何をするにも活性化に先立つ財源づくりも、微増でもいいから求めなくてはならないと考えております。

その点をしっかり私も一生懸命考えていきます。市の職員の方、また議員の方も、その辺は考えていると思いますので、一体感を持って頑張っていきたいと思います。

以上で私の質問は終わりますが、このLEDに関してはもっとしつこくいきますので、どうぞそれだけはよろしく願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

#### No.30 ○議長(矢野清實議員)

これにて、1番 毛受明宏議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時49分休憩

午前10時59分再開

No.31 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。  
22番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.32 ○22番(前山美恵子議員)

では、発言の機会をいただきましたので、壇上より質問をさせていただきます。

まず1点目の質問、地域経済を支える中小業者の振興策を求めて質問をします。

日本の産業政策は大企業に偏重した政策がとられています、日本共産党は中小企業を日本経済の根幹と位置づけ、本格的に中小企業を支援する政策に転換することが重要だと申し上げてまいりました。

本市でも、その線に沿って進めていただきたいと質問を用意いたしました。

中小企業は企業数の99%を占め、製造、建設、小売り、サービスなど、あらゆる分野で大きな役割を果たしています。

また、日本全体の雇用の7割から8割を支えるなど、雇用の最大の担い手であり、地域に利益を還元し、高い技術力を持っている経済資源でもあります。

地域に根差した社会的責任を果たし、生き生きとした地域社会をつくり出している、まさに日本経済の根幹ともいべき中小業者が、この地域で再投資を繰り返し雇用と所得を生み出し、持続的に地域で活動できるような環境を整えていくことが必要ではないでしょうか。

中小企業は、ここのところの急速な円高も絡み、かつてないほどの危機的な事態になっており、深刻な状況から少しでも脱することができるように支援策を求めて質問をします。

1点目の質問。

中小企業の振興を目的とした中小企業振興条例が15都道府県、そして53自治体で制定をされています。

特に、2007年から2009年にかけて、25区市町で制定が進んできました。

中小企業は雇用の主たる受け皿であり、人材を育成し、まちづくりの担い手として、地域経済活性化の中核的な役割を担っていると位置づけて、中小業者の受注機会を拡大させ、中小企業と大学との連携推進など積極的な支援策を講じている自治体もあります。

本市で中小企業が元気に仕事ができるよう振興条例を考えるべきではないでしょうか、お答えください。

2点目、地方自治体で予算規模の小さな工事や物品購入などを、地元の小規模な業者に行ってもらう小規模事業者登録制度が全国で47都道府県の449自治体、愛知県内でも17の自治体に広がっています。

この制度を始めたところでは、景気が悪くて仕事が減っているとき、市の仕事が受注でき



で一息ついたという声や、少額でも仕事ができうれしいという話が出ているそうです。

本市では電子入札システム制度に切りかわりましたが、パソコンが苦手で、この制度から外れてしまう中小業者の登録をしてもらい、公平に仕事を受注できるように制度の構築をしていただけないでしょうか、ご答弁ください。

3点目は、制度融資に関する質問です。

中小業者は開業するときや、運転資金や設備投資をするときに融資制度を活用されます。本市は、商工業振興資金については、信用保証料の60%を補助する中小業者の支援策を行っています。

この保証料補助制度をセーフティーネット保証や創業等支援資金にも受けられるよう、求めるものです。

また、利子補給制度についても、不況の折から制度化をする自治体が増えています。ぜひとも本市でも取り組んでいただくよう求めます。

2つ目の質問に入ります。

高齢者にとって安心できる介護や福祉施策を求めて質問をします。

2000年に介護保険制度がスタートしてから10年たちました。介護を社会的に支えることを目的に発足をした制度であったはずが、都会の中で広がる孤独死、老老介護の末の心中、数十人待ちの特別養護老人ホーム、重い介護保険料や利用者負担など、さまざまな問題を生み出し、今や「保険あって介護なし」の危機的な状況の中にあります。

そこで、日本共産党国会議員団は介護保険制度の見直しに向けて、利用者や介護事業者など、他方面にわたりアンケート調査を行ってきました。

この介護調査は、予測していた以上の結果となり、重い負担を理由にサービスの利用を抑制しているとの回答が7割を超えているなど、利用者にとって深刻な問題点が浮き彫りになってまいりました。

これは事業所からの回答であります。介護認定については軽度判定される傾向があること、保険給付では足りずに我慢をしている利用者があるなど、支給限度額が要介護者の実態に合っていないことや、低所得者の高齢者は、限度額を超えて全額自費負担を必要とする介護保険外サービスは、利用することもできないという状態が浮き上がっています。これでは、高齢者が安心して住み続けられる介護保険とはなりません。

そこで、改善を求めて質問をします。

1点目に、この調査からも明らかのように、低所得者に対して利用料の減免制度が必要ではないでしょうか。愛知県内では24自治体の実施済みであります。

何はともあれ、高齢者が介護で悩むことなく、安心してサービスが受けられるようにしていただきたいと思っております。ご答弁ください。

2点目に、介護認定者に対して障がい者控除の対象者として認定されたら、税の還付が受けられることとなります。

高齢者にとって数万円は大変大きな金額であり、対象者全員に認定書を個別に送付し、

税の還付を受けていただくことが必要ではないかと思われませんが、いかがでしょうか、お答えください。

3点目には、熱中症対策についてであります。

今年は記録的な猛暑で、熱中症で倒れる高齢者や低所得者が目立ちました。少ない年金から介護保険料や後期高齢者医療保険料が天引きで、家賃、光熱水費、医療費などを支払うと、手元には幾らも残らない。ですから、暑くてもクーラーは使わず、または設置せず我慢している高齢者の中から、犠牲者が出ていると言われています。

クーラーの設置費や修理費などに補助ができないでしょうか。

また、電気代に軽減制度があれば安心できるのですが、市独自で考えていただくことも、ここに求めるものです。

また、生活保護者には老齢加算がなくなり、生活を維持することが難しくなりました。冬には寒さ対策として冬季加算があるわけでありますから、これだけの猛暑、地球温暖化の影響は来年も続くことでしょう。ぜひとも、夏季加算の創設を求めていただきたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

3つ目の質問に入ります。

就学援助制度の拡充を求めて質問をします。

生活保護や、それに準ずる小中学生の義務教育費にかかる費用の一部を給付する就学援助制度については、この間、何度も質問をしてみました。今後さらなる努力を求めて質問をしてみました。

1点目として、この4月から要保護児童生徒の対象費目が拡大をされました。文部科学省は今年1月に開いた会議で、新たにクラブ活動費、PTA会費、生徒会費について、要保護児童生徒の就学援助費を国庫補助の対象にしました。

拡大した理由を文部科学省は、新学習指導要領で部活動も教育活動の一環として位置づけられたなどと挙げています。

また、文部科学省には準要保護児童生徒の就学援助についても、拡大した対象品目が一般財源化されているとしています。

子どもたちがやりたいスポーツや文化活動に、お金の心配をしないで取り組むことができるように、ぜひとも市でも応援をしていただきたいと思います。

そこで、準要保護児童生徒にも支給対象とするよう求めるものです。ご答弁ください。

2点目として、必要な児童生徒には4月からの支給を可能にしていきたいということです。

本市では4月に申請をしても、認定結果は9月以降になってしまいます。生活困窮世帯には立てかえ払いをしなくてもよいように、早期に就学援助が受けられるような制度にしていく必要性を感じます。

東京の板橋区では、仮認定制度というものがあって、就学援助を受けている人が希望する場合には仮認定を行い、4月から6月分の給食費や修学旅行費が、保護者の負担とな

らないよう配慮をしています。

そのような配慮を、本市でもできないでしょうか、ご答弁を求めるものです。

最後の質問に入ります。

市職員が安心して働けるような環境を求めて質問をします。

憲法第 15 条で、すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと規定されているように、公務員は住民に奉仕することにあります。

地方公務員安全衛生推進協会が毎年、地方公務員の健康状況等の調査を行っていますが、この調査によれば、長期病休者のうち、約半数が精神疾患によるもので、その率も、実数も右肩上がりに増えて、10 年前には 11.1%であったのが、2008 年には 46.3%にもなるという結果が示されました。

しかも、職員定数が削減され全職員数が減っているにもかかわらず、実数が増え続けているというのが、今の現状であります。

また、在職中の死亡状況については、悪性新生物がトップであります。次いで自殺も全体の 15.8%となっています。

もともと公務員は住民に奉仕する仕事のため、自分の感情や状態よりも、仕事を優先させなければならない場面が日常的にあり、例えば災害のときなど、これは自分のところよりも、被災をした住民を優先にして働くということが求められる職場でもあります。

現在、これに加え、さまざまな厳しさが自治体の職場を襲っています。

これは、社会経済生産性本部というところが 2007 年に行った自治体アンケート調査によりますと、住民の行政を見る目が厳しくなっていると感じている自治体が 82%にもなり、1 人当たりの仕事量がかかなり増えていると答えた自治体が 60%にもなります。

この厳しい状況を専門家は、各自治体の集中改革プランで職員が減った上に、成果主義が導入されたことによるものが大きいと指摘をしています。

削減された職員を補う形で非正規職員が急増し、正規職員と非正規職員の格差も生じて、職場内がまとまりにくくなっているともいえるようです。

この全国的な傾向に、この4月から機構改革により仕事量が増え、仕事に忙殺されている本市職員の姿が重なってまいります。

今、国が国民に対して悪政を押し進めています。実際に住民と顔を突き合わせるのは地方の職員であり、住民との矛盾がここに集中してきます。

このことから、人員削減で丁寧な対応ができず、住民との摩擦が起きてくるのではないかと危惧をするところであります。

職員が安心して働くことができる職場づくりは、住民の福祉向上につながってまいります。そのためにも行革の職員削減を見直し、正規職員の増員を図るべきではないでしょうか。

また、職員が減少していく中、業務の平準化を目指す業務応援制度が9月から始まろうとしています。

繁忙期には他部署からの応援でサポートし合う体制ではありますが、病休、産休で長期休職している職員の処遇を考慮して所属する課を外し、人事担当課付に配属をされるなどして配慮をしてはどうでしょうか。そうすれば、所属課への過重な負担が緩和されるものと考えます。

以上、ご答弁ください。

以上、私からの壇上での質問を終わります。

#### No.33 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.34 ○経済建設部長(三冶金行君)

地域経済を支える中小業者の振興策についてのご質問をいただきました。そのうちの2項目について、経済建設部のほうでお答えをさせていただきます。

1項目目の中小企業振興条例の制定でございますが、昨今の厳しい経済状況の中で、中小企業、零細事業者は深刻な状況に置かれております。

中小企業振興条例は中小企業支援と産業振興を推進し地域経済の活性化を図るもので、制定している自治体につきましては、彦根市を始め、東京都などに多くあることは承知をしております。

本市におきましては、がんばる商店街推進事業費補助金等の活用によりまして、平成19年度よりガンバルぼっくす事業、平成22年度には街路灯のLED化事業を進めているところであり、具体的な商工業振興施策に重点を置いて進めているところでございます。

したがいまして、現在は条例制定については考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

3項目目の保証料補助の拡大についてでございますが、豊明市の保証料補助制度は、愛知県商工業振興資金融資を受けた中小企業者に対して行っているものであります。

社会不況の影響を受けて商工業振興資金の利用は毎年減少し、新たにセーフティーネットの利用者が増えております。

これは景気対策として融資枠、返済期間を拡充したことによるものと考えております。よりよい融資制度を活用していただいているというふうに思っております。

現在の財政状況において拡大は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、制度融資利子助成の創設についてでございますが、愛知県下の利子補給の状況は、約半数の市町村が実施しております。

大きく分けまして4種類の資金に分かれます。商工業振興資金、県融資制度のその他、政府系の融資制度、及び独自の融資制度でございます。

その利子の補給でありまして、商工業振興資金助成につきましては、16市町村で実施をされております。

本市におきましては、商工業振興資金の保証料の助成を主に考えております。財政厳しい中でございます。現在は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

終わります。

#### No.35 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

#### No.36 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、最初の質問の地域経済を支える中小企業の振興策から2点目のご質問、小規模業者登録制度について回答を申し上げます。

市では地方自治法や契約規則に基づきまして、入札・契約手続の透明性、公平性を図っているところであります。

自治法、契約規則に基づけば、工事の場合、あるいは修繕の場合は、一定額以下であれば、まあこれを随意契約でできることになっております。

他市の小規模業者登録制度につきましては、「あいち電子調達共同システムによる入札参加資格者名簿」に登録をしていない人を対象にして、その名簿に登録をして、その中から選定をし、工事等を発注しようという趣旨のものとなっております。

しかし現在、本市では小規模な事業者の方も、このあいち電子調達共同システムによる入札参加資格者名簿に登録をされております。

まだ登録をされていない事業者の方は、このあいち電子調達共同システムに、まずは登録をしていただきたいと思っております。

登録はいつでもできますので、この制度で対応することは可能であると考えております。

続いて、今度は4番目の質問の職員が安心して働ける環境を求めてについて回答をしていきます。

前山議員がお調べのとおり、地方公務員の精神疾患は全国的に増加をしております。

本市においても、調査結果ほど深刻な状況にはありませんが、当該疾患による長期病休者が皆無とは申せません。

背景には、行政需要の高度・複雑化や質の変化があると考えておりますが、それらは避けられないことでもあると考えております。

職員数にあっても、財政状況を始めとする厳しい社会情勢の中、増加に転じさせるのは困難であります。職員一人ひとりの能力を上げることにより、これらに対応し、引き続き定員適正化計画に基づいた定員管理を実施していく考えであります。

また、業務応援制度につきましては、繁忙期における部署間の業務量の平準化を図るも

のであり、休職者の補充を想定したものではありません。

産休、育休など、長期休業者に対しては、従来どおりの組織内の事務の再配分や代替職員を充てることにより対処することとし、人事担当課付の配属は考えておりません。

ただ、前山議員がいろいろと危惧されるのはごもっともなことであり、職員の安全衛生は人事管理を突き詰めれば、最も大切なことであると考えております。

本市ではメンタルヘルス研修を始め、安全衛生に係る事業を実施しているところではありますが、前山議員のご質問を真摯にとらえ、職員が安心して働くことのできる環境づくりに、引き続き努力していきたいと考えております。

以上で終わります。

#### No.37 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

#### No.38 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より、高齢者にとって安心できる介護や福祉施策を求めてについてご答弁を申し上げます。

まず1点目、介護保険制度において、低所得者に対する利用料の減免制度の創設をというご質問についてお答えをいたします。

介護保険のサービス利用料は、本人1割負担となっております。

低所得者に対しましては、利用料の減免措置をとることでございますが、低所得者に対しましては、保険料の算定におきまして、国基準が6段階に対しまして、本市では8段階、9区分として減免措置をしております。また利用料が一定の負担限度額を超えた場合には、高額サービス費として本人に償還をいたしております。

また、近隣市町村におきましても、利用料の減免制度を取り入れているところがございません。そういった状況から、本市においても現在のところは導入する考えはございません。

続きまして2点目、介護認定者に対して、障がい者控除対象者の認定書を個別に送付についてお答えをいたします。

介護認定者に対する障がい者控除対象認定書につきましては、確定申告において障がい者控除の申告に必要な書類であり、申告時に必要な方に窓口で交付をいたしております。

平成21年度の申告分として窓口交付をした件数は197件であります。ご質問のように認定者すべてに送付となりますと、障がい者控除の対象となります支援2以上の認定者は、21年度はおよそ1,600人になります。

高齢者の方は非課税者も多い上、障がい者控除の所得税控除制度は、もう既に数年経過しております。税の申告に必要な方は申告と同時に窓口で交付を受けていると判断をいたしております。

また、認定書の発行に伴う電算システムのカスタマイズ費用や郵送料の経費等も必要になってまいります。

このような状況におきましては、認定者すべてに障がい者控除認定書を送付することは、現在考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

最後の3点目でございます。

記録的な猛暑の中、高齢者や低所得者にクーラー設置や修理への補助制度や、また電気代の補助制度をというご質問にお答えをいたします。

確かに、今年は異常な猛暑が続いておりまして、豊明市におきましても、熱中症で救急搬送された65歳以上の高齢者の方は、7、8月で14件ございました。

熱中症対策としましては、小まめな水分補給と適度な睡眠と栄養管理が大切と言われております。冷房のきかない部屋での生活は、非常に過酷なものと想像できます。

これが経済的な理由で、クーラーの設置費用や電気代の負担を心配するような、それほどの生活困窮状態ということであれば、生活保護との連携も必要だと考えております。

なお、生活保護法の現行の制度の中では、夏季加算はございません。暖房費としての冬季加算があるのみでございます。

今後の国の生活保護に関する施策の動向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

#### No.39 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

#### No.40 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは、就学援助制度の拡充を求めてについてご答弁を申し上げます。

2項目いただきました。

まず1項目目、要保護児童生徒に新たな対象費目となった費用の準要保護児童生徒への拡大についてであります。経済的な理由によって就学困難な児童生徒を持つ世帯に、現在学用品等の購入費用や給食費を、年3回に分けて就学援助費を保護者に給付し、義務教育への支援を行っております。

ご質問にありましたように、本年4月から要保護児童生徒に限り、就学援助制度の対象費目が拡大され、要保護に準ずる程度に生活困窮をしていると認められる準要保護世帯にも、制度の拡大をということですが、この制度の現在の状況をまず申し上げます。平成21年度には、本市においては準要保護児童生徒は約400名に対して、約2,500万円余の給付を行っております。

それで仮に、ご質問の対象費目3項目を追加した場合の試算をしてみますと、おおよそ700万円余の新たな財源負担が生じます。

こうした状況等々を考慮しますと、現時点では実施は難しい状況にあるというふうに考えております。

かわりまして、2項目目の立てかえ支給の問題であります。

現在、4月から6月までの間の費用は、5月に認定作業が終了し、7月末に保護者に給付をさせていただいております。

ご質問の趣旨により、保護者の立てかえ払いをなくすには、5月の認定前に仮認定という形の新たな手続が必要になるのではないかと考えますので、他の自治体の事例等を参考にしまして、この仮認定制度の導入が可能であるかどうか、今後調査研究をしてみたいと思います。

以上で答弁を終わります。

#### No.41 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.42 ○22番(前山美恵子議員)

では、最後のほうの職員の問題から再質問をさせていただきます。

全国的な傾向が、本市でもそういう傾向が見られるというご答弁でありました。

集中改革プランが一昨年で終わりました、国から削減計画を報告しろと言われたのは、一応集中改革プランで終わったわけですがけれども、今年の、平成21年の正職員数は、目標としては540人ぐらいだったんですが、実数が517人と、前倒して削減をされています。

そのかわりといいますか、今どんどん臨時職員の方が増えているという状況で、職員を削減するかわりに、もう穴埋めに臨時職員、これは本当に同じ仕事をしながら低賃金で雇用をするということで、「官製ワーキングプア」という言葉さえ生まれているんですけれども、こういう状況が今生まれているわけであります。

それでやっぱりこれを、本当にこれでいいのかなということを見直しをしていかないといけないと思うんですけれども、私たち議会へは、これによって行革の実績としてどれだけ減ったかという財源的な問題でしか報告を受けていなくて、それで職員を減らせば財源的に随分節減になるということを訴えられますと、職員定数を減らせ減らせという形になってくるんですけれども、その中で職員がどういう形で働いているかということを考えないといけないと思うんです。

今、全国的にこういう精神疾患が生まれ、そして自殺者も出てくるという状況の中で、本市でもそういう状況が生まれてはならないということで、今回、問題提起をさせていただきます。



ました。

まず、定員適正化計画ですね。これから491人まで削減をしていくということで、今の状況が、職員の人たちの今の状況がどういうことであるか、どういう状態であるかということを見直して、それから本当に減らしていいか。減らす必要があるかということを見て、見直しをしていくことが必要ではないかなと思うんですけれども、その点では今どうでしょうか。

その点についてお答えください。

#### No.43 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.44 ○行政経営部長(宮田恒治君)

経済がこのような低迷する状況の中では、今、豊明市の財政はもう税収が落ち込み、かわって少子高齢化のための医療費、扶助費等には、今もう歯どめがかからない状況で増加をしております。

こうした財政状況のikai離をどうやって埋めていくかというのが、今の行政経営の一番の課題な部分でもあります。

その中の一つの考えが、行政のスリム化をしなければならないという形で、今それにあわせて組織の改編と同時に職員の減をしております。

ただ、職員を減しても、じゃ仕事が間に合うかというのは今、議員が言われたとおりでありますので、職員1人当たりの分担が当然多くなっております。そして、その多くなった分、組織を大きくして課の職員の中でさらに分担する。

そして、それでもやはり業務には波があると思います。1年のうちで忙しい時期、暇な時期があると思いますので、今回、9月でこうした業務応援制度を設けたのも、そういうためであります。

職員1人当たりの負担を全職員でカバーし合っていこうというのが、今回の考えであります。

臨時職員の方も、このまま職員が減っていきますと、当然増えてきております。決算の数字を見ますと、臨時職員の方の数も金額も若干増えてきておりますが、このあたりも考えながら、将来的な職員定数のあり方をもう一度、検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

#### No.45 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.46 ○22番(前山美恵子議員)

続けさせていただきますが、市のほうの立場もよくわかるんですけども、やはり地方公務員というのは、住民の基本的な人権を守るといふ、民間とは違う職場であります。

ですから、先ほども言いましたように、自分の生活を犠牲にしておいて、まず住民の福祉増進のために、災害のときでも頑張っていかなければいけないという、本当に頑張って当たり前と言われる職場ですので、これが職員が減っていくことによって、業務が増大することによって、もう持ちこたえられないという状況が出てくるのではないかとこのように危惧をするわけです。

だから今回、業務応援制度で繁忙期のときには課内みんなで分け合って、それでもできなかったら部内で、それから全庁舎内ということで、今回、打ち出されたわけですけども、これが本当に果たしてできるかどうか。

もう既に各課では、正規の職員が足りないもんだから、臨時職員をもうほとんど各課で雇用している状況ですよ。もうこの課も足りないわけですよ。そのところで応援ができるかといったら、これはもう無理ではないかなというふうに思うんですね。

そうすると、今の職員が減っている中で、産休、育休もかなり増えてきて、そうすると課の中でも頑張れ頑張れということで、職員の1人当たりの業務量が増えてくるということで、しかも今は残業は控えろということになってくると、少数精鋭で時間内で頑張れということ、一つは住民の声に、いろいろ十分耳を傾けることもできないという状況も生まれてきたりとか、そういうことで住民とのあつれきも増えてくるのではないかと。

そのことによってまた、職員に対して非常にバッシングが来るのではないかとこのように悪循環が、今繰り返されているように思うんです。

一人ひとりの方の心の問題というのは、今メンタルヘルス研修というふうに行われているんですけども、なかなかこれで解決ができない問題がいっぱいあるわけです。

そうすると、病気で長期休業だけではなくて、早期にあきらめて退職をされていったりとか、そういう状況の中では、優秀な人材が外へ逃げていくということもあり得るものですから、この問題をやはり解決をしていかなければいけないというふうに思うんですが、有効な解決策というのは、部長も大変だろうと思うんですけども、やはりこういうことで、ちょっと職員の心に耳を傾けるような施策が、今後も必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

#### No.47 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.48 ○行政経営部長(宮田恒治君)

確かに、職員が減っていきますと、それだけ負担が大きくなってきます。その穴埋めとして、臨時職員の方にどうしても、これはお願いをせざるを得ない状況でもあります。

また、職員がやる必要がないものは、本当に委託ができるものはどんどん委託をして、職員1人当たりの仕事量を減らすような工夫も考えていかざるを得ないだろうと思います。

ただ、職員のほうでは現状、前山議員が最初に質問されたとおり、精神疾患等の職員が多く出てきておりますので、こうした職員の精神面、メンタル面に対しても、今後は研修を進めていきたいと思います。

今、こうしたメンタルヘルス研修も、全職員が受けられるような研修計画を立てて実施をしておりますし、また組合のほうにも、特にこういったメンタルヘルスは研修として上げておりますので、職員にそうしたことも周知していきたいと考えております。

以上で終わります。

No.49 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.50 ○22番(前山美恵子議員)

メンタルヘルス研修は、それもそれで必要だと思うんですけども、なかなか外に見えない疾患ですよ。なかなか上司の前で自分をあらわせないという問題も出てきます。心にたまって、結局疾患になってしまうわけですから、そういう面でも深くちょっと見ていただかないと、表面的な問題でとらえて動いてもらっては困るなということを思います。

それで、この問題については本当に正規職員、これを増やして、非正規職員の人たちは、本当にさっきも言いましたように低賃金で働かされているわけですから、こういう労働条件もやはり見直しをしていかないといけないということを言っておきます。

この行革についても、そういうことを兼ね備えて、見直しをする機会も必要ではないかということも申し上げておきます。

ちょっと時間的な問題で、ここまでにしておきますが、就学援助について再質問をさせていただきますが、新たに加わったクラブ活動費とか、それからPTA、学級費で700万円かかるといいます。

準要保護については、前に国庫補助の対象から削られてしまったものですから、準要保護については取り組まないというところとか、それから要保護に近い状態の支給に変わってしまったところも、うちも1.3から1.2に削減をしたわけですけども、こういう全国的な問題が国会でも問題になりまして、これでは子どもの貧困は助けられないということで問題

になったときに、文部科学省はこれについては通知をきちんと出しているわけですね。

準要保護に対する就学援助については、ちゃんと適切に実施をすること。それは財源措置は結局、基準財政需要額に入っているから、これは確実に入っているから、それについて、やっぱりそのことを踏まえてちゃんと適切に実施をすることということで、これは特別に通知がもう出されているわけです。

ですから、そのことを踏まえれば、準要保護の1.2といったら、生活保護の家庭に近い状況なんですけれども、ここのところを考えると700万円、これは一般財源化で国から来ているわけですから、予算化すべきではないかなと思いますが、もう一度お答えください。

#### No.51 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.52 ○教育部長(竹原寿美雄君)

今、質問の中にありました国のほうの通知が来ておりますことは、承知しております。

今まで国の補助がされていた分はなくなって、いわゆる交付税措置をするということでありまして、そういうことを踏まえまして、教育委員会としましては、義務教育を受ける子が等しく教育を受ける権利を支援していくということで、この制度については拡充の方向をしたいという考えは持っております。

ですので、そうした交付税の関係だとか、この事業の必要性を十分当局のほうに伝えて、この制度の採用をしていただけるように、最大限の努力はしていきたいというふうには考えております。

以上で終わります。

#### No.53 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.54 ○22番(前山美恵子議員)

担当課のほうで拡充をしたいという考えを持っていらっしゃるんですけど、財政のほうで、これの予算化をしていただきたいと思うんですが、その気になっていただくために、ちょっと話をさせていただきますと、準要保護といっても、生活保護を受けられない。生活保護を受けるのは厳しいですから、車を持っていたら、もう生活保護は受けられないとか、それから生命保険に入っていたり、学資保険に入っていたら、もうこれは生活保護は受けられないわけで

す。

貯金なんかでも、ほんの 20~30 万円ぐらいしか手元になれば、まあ何とか受けさせてもらえるという状況ですので、就学援助の 1.2 倍以下といいますと、そういう家庭も含まれているわけです。

クラブ活動費なんかでも、お金があるなしで、例えば中学校に入って野球部ができたとか、それから吹奏楽部にお金がないから、好きだけど、やりたいけれどもやれないという、そんな状況で、やれる子はやれるけれども、やれない子が出てくるという、そんな差別的なものではいけないと思うものですから、やはりこの準要保護の例えばクラブ活動費は、子どもの喜ぶ顔を見ようと思えば、こういう予算化というのは必要だと思いますし、国から予算措置がされているということを考えますと、来年度には絶対にお願いをしたいということで、私のほうから申し上げておきますので、考えておいてください。

2番目の立てかえ払いについては、板橋区は源泉徴収票を窓口を持ってきて、収入というか所得の確認をしていただいているということで、そんな措置をしているようですので、本当に大変簡単に、このことができるわけですので、調査研究、そういうところを前向きに考えて、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと介護保険というか、高齢者について質問をさせていただきます。

介護保険制度ですが、低所得者対策ですけれども、国会議員が全国的に調査をしたところでは、まあ介護保険料も滞納者がたくさんいるんですけれども、豊明市では割方、保険料の段階を多くしていただいて、実質的には減免制度に近い状況になっているかなということで、改善については今回やめました。

利用料についてなんですが、これは私も介護保険が始まってから、何回も何回もちょっと申し上げてまいりましたが、もともと高齢者の人たちは、住民税、所得税が非課税の人がほとんど半分以上で、豊明でも 6,500 人ぐらいいらっしゃるわけです。

こういう人たちが、これはこれ以上払ったら、もう生活ができないよという基準なものですから、この非課税の人たちに介護サービスを受けさせるために、1割負担の利用料を取るといって自体が、とてもこれはどだい無理だというふうに思っていたものですから、減免制度とか免除制度をつくれということを書いてきたんですが、この段階で 10 年たっても、豊明市はつくっていただけなかったということで、ほかのところではつくっているところもあるんですが、今回の国会議員団の調査を踏まえて、豊明市でどういうことが起きているかというのを、ちょっとケアマネジャーの方からお聞きをしました。

介護サービスを受けるのに介護プランをつくりませんが、ケアマネジャーさんがそのお宅にお伺いをして、ホームヘルパーだのデイサービスだの、これを組んでいくわけです。

そうすると、1カ月に幾ら幾らとかかりますね。そのときに計算しながらすると、やっぱり本人からちょっともういいわと、ちょっと介護サービスを減らしてくれという声がかかったり、家族の人から、それだけかかるなら家族でやるから、いいからやめておいてほしいと、こういう声がかかって、やむなく減らすという実情が起きているようなんです。

今、お年寄りの人は国民年金で生活していらっしゃる人は、本当に生活ができないんです。厚生年金の方は、まだいいんですけれども、国民年金は満額でも1カ月7万円ぐらいで、それこそ生活保護ぎりぎりの状態です。

ですから、非課税の人たちが、こういう六千何人の人たちが、介護サービスを受けようと思うと、もうとても受けられないということになるんですけれども、他市に倣って減免制度が必要ではないかなというふうに思うんですが、ほかのところでも、ほとんどが住民税非課税世帯とか住民税非課税者の人たちに、1割負担のところを半分にするとか、それから4分の3を引くのか、4分の3にするのか、減免制度をつくっております。

これは工夫次第で、介護保険の特別会計でやらなくても、一般会計のところでも繰り入れをしたりということで、これは工夫次第でできるんですけれども、本市でもちょっとこの点について、こういう実情もあるものですから、お答えをいただきたいと思います。

#### No.55 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.56 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

議員が申されますとおり、高齢者の方が必要な介護サービスを受けられないということは、大変深刻な問題かと思えます。

ただし今、議員が申されたとおり、利用料の減免の費用は、これは一般会計からの繰り入れ財源になりますので、現在、一般会計のほうでも大変財政事情が厳しいということで、そこからの繰り入れはなかなか厳しいものがあるというふうに考えております。

しかしながら現在、平成24年度からの第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定中でございますので、この計画を策定する中で他市の状況等も調査しながら、利用料減免制度が、この第5期計画の中に反映できるかどうかは、ちょっと研究してみたいと考えております。

終わります。

#### No.57 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.58 ○22番(前山美恵子議員)

何回も質問を、この利用料の減免については質問をしてきたんですけれども、一步前向

きな答えかなと思っております。

第5期で確実に反映をしていただければ一歩前進ですので、ぜひともその計画の委員会の中で、そういう話をしていただきたいと思います。

障がい者控除に入りますが、本市の場合、必要な人は窓口で申請書を出していただいてやっているから、まあいいというお答えでしたけれども、今、障がい者控除については、まず豊明市は介護認定を受けたときにお知らせとして、こういう場合には控除が受けられますよというような文言が入っていました。

それは介護認定を受けたときですので、例えば5月でも6月でもあれなんですけど、一番肝心なのは、確定申告のある前ぐらいのときじゃないと、特に高齢者ですのでわからないんですね。

ですから、このところにお知らせをするという方法が、まず一つ必要なんです。

他市のところでは、いろいろ認定書そのものを1月ぐらいに送ったりとか、それから申請書を送って、申請書を持ってきてもらって窓口で発行したりとか、そういう方法で工夫をされています。

日進市は、うちと同じようにお知らせをしていました。ところが、やっぱり発行数が100件、200件で少なかったものですから、今度は認定書を送付する。それもちょっと工夫をして前もって送って、認定書が必要ですか、必要でないですかというのをやって、それから必要でない返事をした人以外については、改めて認定書を送ると。

今、豊明市は郵送料も大変だというお話でしたので、もう一つ参考に、尾張旭市が、これは1月ぐらいに申請書を送って、認定書の必要な方は窓口へこの申請書を持ってきてくださいということで、窓口で発行しているということです。

この申請書を送るのは、介護給付費をお知らせするのが1年に1回か2回ありますよね。あなたはこれだけ使いましたよという給付費のこれを見て、こんなに使ったのかと思う、あれですね。

あれと一緒に、1月にその給付費のそれをお渡しをして送るときに、この申請書も一緒に送るといふふうになっているそうなんですけれども、こういう方法なら、ちょっといいんじゃないかなというふうに思うので、研究をしていただけないでしょうか。

12月ぐらいまでに研究をして、よければゴーサインを出していただけると、こういう方法でやれるんじゃないかなというふうに思います。

3番目の熱中症なんですけれども、やっぱりお聞きをしましたところ、とてもクーラーなしではお年寄りの方、特に血圧が高いとか、病気を抱えている方が多いものから、壁が熱くて、部屋中がぼおーんとして暑くて耐えられないということで、クーラーが本当に欲しいと言われる方とか、救急搬送された人は、クーラーが壊れてしまって、修理がきかないからということで、おばあちゃんが倒れてしまって、おじいちゃんも暑い暑いと言って、うちわであおっていたというようなことも聞かれました。

ですから、クーラーとか、こういうものの設置費用とか修理費用については、やっぱり必

要かなと思いますが、いかがでしょうか。

**No.59 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

時間が迫っておりますので、簡潔にお願いいたします。

神谷健康福祉部長。

**No.60 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

議員が申されますとおり、今後、今年のように、毎年のように、こういった夏の猛暑が続くと思われますので、基本的には国のほうで、こういった高齢者や低所得者の方に対する何らかの補助が検討されることを期待しておりますが、現在、市のほうには高齢者の方の生活を守るための日常生活用具給付事業というものがございます。

この中に、そういったものを組み入れることができるかどうか、これもやはり第5期の介護保険事業計画の策定の中で研究をしてみたいと考えております。

終わります。

**No.61 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

時間が4分を切っております。簡潔にお願いします。

前山美恵子議員。

**No.62 ○22番(前山美恵子議員)**

ぜひともお願いをしたいと思えます。

それから夏季加算については、ぜひとも国のほうに言っていただきたいと思えます。

中小業者のもので小規模登録なんですけれども、学校なんかでも、例えばガラスが割れたときなんかは、特別に学校から発注をされるんですが、知り合いの業者のところに、ああそこにガラス屋さんがあったから、あそこに頼もうというような形で、そうしているふうなんですけれども、本当に小さな、この電子入札のシステムにかからない業者が、今仕事が欲しくてしょうがないわけです。

ですから、京都市なんかでは、わしなんかは市の仕事なんか絶対にもらえると思わなかったけれども、こういう登録制度ができて、わしのところにも仕事が来たといって喜んでいらっしゃる声があったんですけれども、そういうふうにも今、小さな本当に一人親方みたいな人たちを登録をさせて、その中から選んで修理とか発注をするという制度なんです。

これは市内の業者を育成させるというか、今、ばたばたと廃業をしているわけですから、



そういう人たちにも一息ついてもらうように、この市の仕事を。

大口町は、商工会員とか商工会にもこういう登録名簿を渡して、発注をさせるような制度をつくっているんですけども、こういうことについては、あっ、どっちでした、こちらでしたね。はい、お答えください。

#### No.63 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.64 ○行政経営部長(宮田恒治君)

今、議員が言われたとおり、別に登録をしている、していないにかかわらず、少額の修理ですとか物品の発注等は、市内の商店等に直接電話されて発注をしている実績もあります。

ただし、こうした登録名簿をまた別につくるということは、非常に市にとっても、また商店主にとっても二重の手間になっていくのではないかと思います。

市もせっかくこういった登録制度を、今までの紙ベースからシステムに全部切りかえてきました。このことによって市もメリットが出ました。

また、登録される方も、わざわざ市に来る必要もないし、また定時登録といって、期限が切れるときに、登録し忘れたということもありませんので、このシステムを使っていけば、小さな商店の方も、このシステムでいけば全部登録されるという形になっていきますので、ぜひこのシステムに登録をお願いしたいと考えております。

終わります。

#### No.65 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

あと1分です。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

#### No.66 ○22番(前山美恵子議員)

制度融資については財政が厳しいということなんですが、第4次総合計画のところに、商工業振興信用保証料の助成の充実に努め、後継者の育成、新規事業者の発掘などということで、創業等の資金の融資制度の利子補給とか、そういうことを、やっぱりこの第4次総合計画に沿っていけば、そういうことは、そろそろもう組み込んでいかなければいけないんじゃないかなと思いますが、最後にご答弁ください。

No.67 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.68 ○経済建設部長(三冶金行君)

現在、補助金などの見直しもされて、削減を強いられている状況でございます。

こういう中で、非常に財政が厳しいということでございますので、新たに始めることは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

終わります。

No.69 ○議長(矢野清實議員)

ほとんど時間がありません。

前山美恵子議員。

(終了ベル)

No.70 ○議長(矢野清實議員)

これにて、22番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時10分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時休憩

午後1時10分再開

No.71 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 石橋敏明議員、登壇にてお願いいたします。

No.72 ○9番(石橋敏明議員)

それでは、最後になりますが、議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、市ゲートボール場並びに豊中テニスコートわきの空き地の使用について。

笹原公園に隣接している現市ゲートボール場は、昨今全く使用しておらず、市ゲートボール協会も既に解散しているとのこととあります。

市は何も手を打たずに、いつまでこのままにしておくつもりなのでしょう。草も生え、わきに置かれた机、いすは壊され、空き缶、ペットボトルも捨てられています。

今後どのように活用されていくのか、検討はなされているでしょうか。

また、地域住民などの意見をも当然反映されるべきと考えますが、全般的な見解を求めます。

また、豊中テニスコートわきの1区画も、昨今未使用であり、見てのごとく草ぼうぼうで全くもったいない状態であります。

二村児童館も近隣にあり、野外スペースとして幼児サッカーチームなどへの貸し出し、とにかいろいろ有効利用を図るべきだと考えますので、見解をお聞かせください。

次に、ごみ収集業務について。

市内では、資源ごみの回収が定着し、成果を上げております。

しかし、町内を見ても、可燃ごみの量はまだまだ減る傾向には至っておりません。逆に、増加傾向のようにも感じます。

真夏の暑い昨今、赤いごみ袋が昼過ぎまでも回収されずに残っているものをよく目にします。

ほとんどの集積所ではネットを使用しており、犬、猫、鳥については防備できるのですが、不快な臭いは付近に充満しております。

夏場は夜のうちに回収するなど、臨機応変な対応をできないものでしょうか。パッカー車を増車してでも快適な市民サービスを考えていただきたいと思います。

加えて、年末年始の回収も普通どおりの回収作業を多くの市民が望まれております。見解をお聞かせください。

次に幼児・児童虐待について再質問をいたします。

今年1～6月に全国で摘発された児童虐待事件は187人、同14%増で、統計が残る2000年以降最多となりました。このことが警察庁のまとめでわかりました。

虐待で死亡した児童は18人で、前年同期7人増。

また、今回の統計には反映されていないが、大阪のマンションの幼児2人が母親に放置され、死亡した事件などの悲惨な児童虐待事件が続いております。

中部圏では同時期、愛知県では7件の児童虐待事件で8人を摘発、事件数は昨年比4件減ですが、児童相談所や病院などからの通報で虐待を認知した件数は165件と、前年比44件の増であります。

岐阜県も同33件を認知、摘発事例はないが、1年間で50件を把握した昨年を上回るペースで虐待の情報が寄せられております。

また三重県でも、認知した事件数は前年同期より23件多い54件、摘発も前年より多い2件の事件を摘発。4月には、小学校1年の男児が母親(34)と、同居の無職の男(25・服役中)に、殴る、蹴るなどの暴行を受ける傷害事件がありました。

あつてはならない、また想像を絶する悲惨な事件が後を絶ちません。

また、通報を受けても助けられない、「救出に立ちすくむ行政」とも評価されております。

当市の現状と取り組みについて、対処方法など幅広く詳細にお聞かせください。  
小中学校のいじめについてもお聞かせください。  
特にネット上での陰湿な書き込みなどが問題視されております。  
明快な答弁をお願いして、壇上での質問を終わります。

#### No.73 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。  
神谷健康福祉部長。

#### No.74 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より2点ご答弁申し上げます。

まず、市ゲートボール場並びに豊中テニスコートわきの空き地の使用についてのうち、市ゲートボール場に関しましてお答えをいたします。

豊明市老人クラブ連合会ゲートボール部は、本年、平成22年3月31日をもって解散となりました。

しかし、単位老人クラブでゲートボールを存続するクラブが市内2団体ございまして、そのうち1団体が練習場として使用していた地域の神社が、普請工事のため練習できないため、市のゲートボール場を23年3月まで使用したいとの申し出がございましたので、今年度も引き続き、市ゲートボール場として活用をいたしております。

なお、来年度よりゲートボール場を使用する老人クラブがなくなりますので、当初の目的でございます、ゲートボールを通じて高齢者の健康維持と相互の親睦を図ることは達成できたものと判断し、ゲートボール場は廃止したいと考えております。

今後の跡地利用につきましては、より有効な活用を図るよう、十分に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、幼児・児童虐待問題についてご答弁申し上げます。

児童虐待から子どもを守るためには、社会全体で取り組むことが必要でございます。

子どもへの虐待を発見した場合や、虐待ではないかと、気になる子どもを見かけましたら通報をいただくよう、7月号の広報でも啓発をいたしましたが、これからも随時広報に掲載をしております。

また、通報があれば直ちに現場へ出向き、状況確認をいたしております。

市が通告を受理しました子どもの虐待事例につきましては、まず安全確認をいたしまして、緊急性や重要度を踏まえ、児童相談センターへの送致や、援助依頼の必要性、支援方針等について、必要に応じ関係機関と協議をしながら判断をしております。

また、幼児・児童虐待による被害の未然防止及び問題解決を目的として、「要保護児童対策地域協議会」を平成19年2月に設置いたしました。

設置要綱に基づき、代表者会議は年1回、実務者会議を月1回、さらにケース検討会を必要に応じ開催をいたしております。

毎月行っております実務者会議は、市の児童福祉課、社会福祉課、医療健康課、教育委員会、それから保育園、児童館、子育て支援センター、瀬戸保健所、県の児童相談センターなどの関係機関、関係部署の担当職員で構成をされておまして、年間約200件前後の情報交換をいたしております。

内容といたしましては、その子どもの置かれている状況、園や児童館、学校での様子、家族構成などの情報を共有いたしまして、いつでも対処できるようにしております。

特にこのケースは心配があると判断したときは、直ちに関係機関職員を招集して、ケース検討会を開催します。

この検討会の結果をもとに、県の児童相談センターで一時保護等の措置を決定しております。

また、緊急を要する事例につきましては、実施機関であります県が通報を受けまして、直ちに保護を決定し、措置をするケースもございます。

市といたしましても関係機関と連携を密にし、必要な児童世帯には、児童相談センターの職員と児童福祉課家庭相談員が定期的に面接を行っております。

また、医療健康課では、赤ちゃん訪問を平成21年度に636件実施をいたしまして、その後の乳幼児フォロー訪問なども行いまして、虐待がないかなどの確認をしながら、乳幼児の見守りを行っております。

いずれにいたしましても、今後におきましても、幼児・児童に対する虐待に関しましては命にかかわる問題でございますので、関係部署が連携をし、しっかり見守りを行いながら、スピーディーな対応により虐待を未然に防いでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

#### No.75 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

#### No.76 ○教育部長(竹原寿美雄君)

教育部からは2点についてご答弁を申し上げます。

まず1点目は、豊中テニスコートわきの空き地の使用についてであります。議員がご質問の空き地は、テニスコートの東、プールの北側に位置し、一辺50メートル四方で、以前は多目的運動施設として、体育大会のクラス練習やバレーボール、バスケットボールのコートとして利用をしていました。

しかし近年は、バレーボールやバスケットボールの屋外でのスポーツ活動は体育館で行われるようになり、次第に多目的運動施設としての役割を失ってまいりました。

現在は、体育大会等の学校行事の開催時に、保護者の方や関係者の臨時駐車場として利用していますが、近隣には児童館や図書館等、公共施設もありますので、より有効利用が図られるよう、学校と利用形態や管理方法等を協議してまいりたいと思います。

かわりまして2点目ですが、幼児・児童虐待について再度問うの中から、小中学校のいじめについてお答えをいたします。

まず最初に、小中学校でのいじめ防止対策の現状についてであります。6項目にわたってご説明をいたします。

まず1つ目、各校定期及び不定期に生活アンケートというものをもとに、悩みや友人関係、困っていることなどの問題を聞き、教育相談という形で開催をしております。

2つ目として、学期ごとにいじめ対策委員会を開催し、問題の情報交換をもとに、職員間の認識を共通化し、対策を協議する。同一歩調で指導に当たることの確認をしております。

3つ目として、問題を持つ児童生徒について、生活環境、交友関係を常に把握し、関係諸機関と連絡をとり合い、対応に生かしていきます。

そして同時に、全職員が共通意識を持って指導対応し、家庭との連携を図っています。

4つ目としましては、中学校では心の教室相談員、それからスクールカウンセラーからの助言も受けまして、多面的に情報交換をして、問題の発見、対応をする。

それから発生時には、教師、心の教室相談員、スクールカウンセラーや、関係諸機関がそれぞれの特性を生かして対応をしていきます。

5つ目として、現職教育を中心に、事例研究や研修会を開催し、力量向上に努めています。

最後6つ目として、教育指導、道徳、特別活動を通して人権教育を行い、自分や相手を大切にする見方、考え方を身につけさせます。

以上のような取り組みにより、いじめの防止、早期発見、解決に努めております。

次に、いじめの早期発見のための保護者との連携の問題でありますが、次の4つの項目について行っております。

まず1つ目は、個人懇談会や学年、学級懇談会、それから家庭訪問などを通して保護者とよく情報交換を行います。

2つ目として、学年、学級だよりを通して、家庭教育の重要性を啓発したり、保護者対象の情報モラル教室を開催したりすることにより、学校と家庭との協力体制を築いていきます。

3つ目として、特に情報モラルについては、学年、発達段階に応じて、パソコンや携帯電話の使い方やその危機管理について、保護者の方に協力を求めています。

最後4つ目、通学団会、これは通学団の組織であります。通学団会などで出された子どもからの情報を保護者に伝えております。

などの強化をして、今後も連携強化に努めてまいります。

それから最後、インターネット上のいじめについてお尋ねがありましたので、インターネットのいじめ対策につきましては、ネットにかかわる諸問題が起こった際には、学校へ相談していただくことを勧めております。

各学校では、学級担任、生徒指導担当係、そして情報教育担当係職員など、チームで解決に向けて対応をしております。

さらに必要であれば、教育委員会の指導主事や警察などが学校と連携して、問題の解決に当たっております。

問題の解決の過程で、被害を受けた子どもの心のケアや、保護者への説明の際には、細心の配慮をしております。

以上、答弁を終わります。

#### No.77 ○議長(矢野清實議員)

三治経済建設部長。

#### No.78 ○経済建設部長(三冶金行君)

ごみの収集業務についてご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

市内におきます 21 年度に収集した可燃ごみは1万 1,436トンで、前年度に比べて 306トンの減少となっております。

現在、可燃ごみは、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の週4回収集し、月曜日、木曜日は直営、委託合わせて9台、火曜日、金曜日は直営、委託合わせて8台のパッカー車が順次集積場を回収に回っており、1台当たり3回から4回、東部知多クリーンセンターへ搬入をしています。

集積場所によっては、午後の収集になっているところもあります。

ご質問の夜間回収や年末年始回収であります。東部知多クリーンセンターの搬入時間や、休業日の関係により搬入できないことになっており、受け入れ体制の関係から、現在の体制での継続を進めてまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.79 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

#### No.80 ○9番(石橋敏明議員)

各方面からありがとうございました。

それでは、1番目から順次質問させていただきます。

市のゲートボール場、これは今ここで言っているかどうか知りませんが、この通告書を出した時点で、私もびっくりしたんですが、駐車場にするということで、既に話が決まっているようなことでしたので、そんなことはちょっと困るよ、容認できないということでお話ししましたところ、その部署部署で何かちょっと、もめごとがあったみたいでございしますが、もうこれも昨日きょうじゃないんですよ。私もずっと見ていたんですが、最近ちょっとゲートボールも下火なのかなということを感じて状況を見ておりました。

昨今は、テレビなんかで報道されていますように、中学生が今ゲートボール熱が非常に盛んになっているというような話もあります。

そういったものもどうなのかなという感じもいたしますが、とにかく地元の要望を一番に取り入れていただきたい。

駐車場は、それは体育館のが足りないということらしいんですが、市街地のど真ん中に駐車場で、朝早くから夜は9時ごろまで、照明もまたつけないといかぬでしょうし、そういうことで排ガスをまき散らしても、これはちょっと困りますので、駐車場というのは、これはもう不向きで、私のほうで問題があるということで一応指摘はしておきました。

これは何人からかちょっと相談もありました。けれども、市がどういうふうにするか、話があるでしょうということで私も見守っておりましたが、いつまでたってもないものですから、ちょっとこういったものを、聞けば早いのかもわからんけれども、こういったものが出たときに、市が、行政がどういうふうな段階を踏んでやるんだということなんかもちょうと聞きたいなということで、簡単なことですが、一般質問をさせていただきました。

これも、初日の伊藤議員の公園の質問にもありましたが、笹原公園も26年に防災型公園としてやるように今計画ではなっておりますので、そういったことも、もう26年はすぐですよ。

そういうことも当然お金もかかるわけですから、やはり長く使えるためにはいろいろ地域の声とか、もちろん金額的なものもありますし、やはり皆さんがいい方法をとらなきゃいかぬものですから、体育館で駐車場が足りないから駐車場にしようなんて簡単にするような、そういう行政のあり方というのをちょっと改善していただかなきゃいかぬし、これも通告したらそういう問題が出てきました。

そういうことですが、だからそれをももちろん質問しますけれども、基本的にどういうふうに段階を踏んで考えていくのか、まずそれから教えてください。

#### No.81 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.82 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)



ゲートボール場の跡地利用につきましては、まだ正式には決まっておられません。

それで、いろいろと内部で検討中でございますが、先ほども申し上げましたとおり、今年1年間は、ある1地区のゲートボール部が使うということで使っていただいております。たまたまこのゲートボール部が7月、8月は暑くてなかなか練習ができないということで、春当初は使ってみえたんですが、また今月9月からお使いになるということです。

それで今、草などが生えて大変ご迷惑をおかけしておりますが、そういった草の管理も9月以降、そのゲートボール部の団体でやっていただけるということでございますので、今年度いっぱいはそのように使っていただく予定をいたしております。

それで今、議員からご指摘のありましたとおり、跡地の活用方法につきましては、近隣住民の方のご意見も十分お聞きしながら進めてまいりたいと考えておりますが、あの土地はあくまでも行政財産でございますので、行政財産としての活用方法を市役所全体で考えてまいりたいと考えておりますが、さらに市民のために、一番ためになる行政財産の活用方法ということで、市役所全体で考えてまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.83 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

#### No.84 ○9番(石橋敏明議員)

今、各方面でということですが、これは質問していなければ、もうそれで決定だったのだろうと私は思っておりますので、そういうことは実に困るものですから、子ども会なり、いろんな各地区の関係者がおりますので、喜んでいただけるような、もちろん行政財産ですけども、そういったものはやはり市民のものでもあるわけですから、有効に利用されるようにやっていただきたいと、こう思います。これはよろしく願います。

それから、豊中のテニスコートわきだけ、これももう2年、多分私が気づいてもう2年半ぐらいになるんですが、当然前の、こういうことを言っただけじゃいけません、前の校長先生のときはたしか使っていたんですね。

だから、校長先生がかわって方針が変わったのかなと私も思いますが、前はそういうふうで確かに物すごく使っていました。バレーだとかいろいろな面で使っておりました。だから、前も体育館はあったわけですから、その辺でちょっと腑に落ちない点がありますので、答弁を願います。

#### No.85 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.86 ○教育部長(竹原寿美雄君)

体育館のほうで、バレーボールやバスケットボールをやるようになりましたのは、生徒の安全性を考慮していると、そういうふう聞いております。

以上です。

No.87 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.88 ○9番(石橋敏明議員)

安全の面からと言ったって、今までずっとやっていて、あそこで大きな事故があったとか、そういったことでけがをしたとか、そういったものは私もずっともう20年以上おりますが、聞いたこともないし、それにしたって草ぼうぼう、体育館でするにしたって、今、生徒もたくさん放課後もいるわけですよ。

ちょっと横に外れますが、笹原公園にも中学生が5人か10人、しょっちゅうたむろしていますが、ああいう生徒に、せっかくあるところで思う存分やらせることによって、いろいろな感情も生まれてくると思うんですよ。

何でそういったほうに向けないのかなと、先生たちが何か油を売っているということはありませんけれども、もう少し何か親身にその辺の教育も、もちろん机の上の勉強も大切ですが、放課後とかそういったものも、やはり中学生が一番血気盛んなときですから、いろんな運動をさせて、体力もまた養うなり消化する、これも非常に大切だと思います。

我々の時分には、ちょっと悪さをしている生徒は、すぐ強制的に部活に入れさせられましたよね。で、鍛えられたりしたわけですが、今はそれはできるかどうかわかりませんが、草ぼうぼう、こんな30センチも40センチも、30センチでもとんでもないですが、40～50センチの高い草がぼうぼうと生えているようなところ、校内のそんなところを、よその人が見たら、「ここの教育、何をやっているんだ」ということを当然言いますよ。

本当に教育委員会なり、私もちょっとここに書いたんだけれども、教育委員会もそういった学校を視察する、そういったこともやはりやらないと、頭でっかちばかりでは現状、生徒を育てているわけですから、その辺をもう少し考えていただきたいなと思います。

教育長、その辺でちょっと一言お願いします。

No.89 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。  
後藤教育長。

No.90 ○教育長(後藤 学君)

実は私も昨年の夏だったと思いますけれども、豊明中学校で中小体連のテニス大会がありまして、現地を見にいったときに、ちょうどそのテニスコートの、あそこは横の部分になりますので、確かにおっしゃるように草がぼうぼうに生えておりまして、これはこのままではまずいなというようなことは考えておりました。

それをどういうふうにご利用するかということは、さっきおっしゃったように、子どもたちにスポーツで活用してもらうのが一番いいわけですが、現状は体育館で何とか足りているということですので、今後いろいろ考えていきたいというふうに思います。

No.91 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
石橋敏明議員。

No.92 ○9番(石橋敏明議員)

ちょっと外野席からもそういうようなお話が出ていますが、本当にそういうことじゃないと思いますよ。

これは何に使うか、何かに使うということで頭を働かせてもらわないと、それは大切な土地でもあるし、これも有効利用していただかないと、生徒は遊びたくてしようがないところです。

だから、そういうふうで多目的に、どういうふうにも使えますので、ひとつぜひ早急に結論を出して、使用するほうにいていただきたいと思います。

それから、さっきのゲートボール場の跡地の問題ですが、ちょっとつけ加えさせていただきたいんですが、今、緑区だとか、名古屋市に健康ロードといいますか、大きな石から小さな石にしたとか、平衡感覚を養うためにとか、いろいろ公園にそういったものをひとつ、お金もかかるわけですが、はだしでそういった健康ロード、こういったものを、私も常々緑区なんかによく行って自分でもやるのですが、なかなか気持ちのいいものですから、豊明市にはちょっとないような感じ…。

(発言する者あり)

No.93 ○9番(石橋敏明議員)

ありますか、ああそうですか、すみません。

そういうふうに西川のほうも、ひとつぜひそういうふうでよろしく願いたいします。  
次に進みます。

ごみ収集ですが、いろいろ東部知多の問題は確かにございます。けれども、東部知多に余り無理を言うこともできない状態にもあるのですが、前回私がちょっと質問したこともありますが、このときについては、ローテーションを組んで、私は笹原ですが、笹原についてはこういうふうなローテーションで、午前中の早い時期に持って行っていただく時期もあるんです。

そういうことで、ローテーションを組んでいただいているということで、これについては非常にそのときいいなと思っていただけたけれども、だんだんまた一般質問の時期がずれましたら、またもとのもくあみで、大体今3時ぐらい。

前回なんかはもう4時ぐらいでしたけれども、今はまだ3時ぐらいで、早くても1時、大体そんなものですので、東京のほうだとか、いろいろなところでは夜間回収とか、こういったものもやはり各自治体で考えてやっておりますので、もうそういうことができるのであれば極力、「できるのであれば」と言うと、「いやできません」と言えば、それでおしまいなんですよね。

だから、どうすればできるとか、まずやろうとしていただく。やれないか、そういったものをお考えいただいて、年末もほとんどの家庭が、家の掃除をするのが大体28日から年末にかけて、ぎりぎりぐらいで掃除をするものですから、屋敷の広い家はいいんですけれども、なかなか本当に猫の額ぐらいしかない我々のところだともうどうしようもない。どこもそういうふうで困ってみえるところが多いんですよ。

だから、極力1日でもやれる範囲内で、ぎりぎりまでひとつそういったものを市民サービスでお願いしたいなと、こういうふうに思います。

それと、あとパッカー車なんかは8台、9台で、大体今のところ、もうちょっと1台かあればまた違うよというようなことがあれば、また、こういう機会におっしゃっていただいたほうがいいかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

#### No.94 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.95 ○経済建設部長(三冶金行君)

ごみの収集につきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、午前と午後というような形の中で分かれております。

そういう中で、パッカー車が増えれば、当然ながら時間が早くなるということは、議員のおっしゃるとおりでございます。

財政的なこともありますし、市内の回収経路等もかみ合わせると、現在の形のものが一

番、午後も含めてですけれども、いいかなというように今は考えております。

今後はそういうことの中があれば、また考える余地はあると思いますけれども、現行の形の中で進めさせていただきたいなと思っています。

終わります。

**No.96 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.97 ○9番(石橋敏明議員)**

それと、これにつけ加えておきたいのが、一応今市内に、市からネットを相当量お出ししておりますので、確かにうちの町内会にしたって10枚も十何枚もあるわけですが、市内をずっと走っていると、使用していないときの状態は、ちょっとみともないという状況を皆さんも気づくだろうと思うんですが、やはりそのあたりをもうちょっときれいにしていただくというようなことができないだろうかというふうで、これはお願いをしておきます。

それと、ちょっと一つお聞きしたいんですが、今パッカー車で働いていただいている職員さんは、正職の方ですか、臨職の方ですか。

**No.98 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

三治経済建設部長。

**No.99 ○経済建設部長(三冶金行君)**

正職が5名で、臨職が5名ということで、現在稼働しております。

終わります。

**No.100 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.101 ○9番(石橋敏明議員)**

何を聞こうかということなんですが、それは一応ある市なんですけれども、ほとんど全員が臨時職ということで、その臨時職はもう引っ張りだこで、なかなか臨時職の仕事は次

から次から採用してほしいということで、臨時職の方ももう定年後の人ですから、よかったということでやってみえるんですが、それでも次から次から応募が多くて、なかなか長いことできないというようなことなんですが、そういうことであれば、極力臨時職の方に働いていただいて、市民の多くの方にやはり働いていただくのがいいんじゃないかなということですから、これも一応要望としておきます。

次に、幼児・児童虐待の件で質問をさせていただきます。

これは前回は質問させていただきましたけれども、全国的にあのときも相当ひどくたくさん事件が起こったわけです。

名古屋市でも起こりましたが、そういうことで国も動きながらいろんな状況が煮詰まってきて、これならいけるというようなことだったみたいですが、その後に事件がこういうふうで発生したって助けられないとか、行政が近くまで行って、四日市でもありました。近くまで民生委員の方とかいろいろな方が行かれて、近くまで行ったって、もう一歩が手が出ないもんですから、結局死に至らしめる。

これは、みんなそうですね。大阪の事件もそうですし、皆ほとんどがそうです。

何でそこまでできないのだろうかと、新聞紙上でも、若干法的な問題もあるとは承知しておりますが、豊明市は今、現状ないと思うんですが、まず今までこういう状況は全くなかったですか。ちょっとそれを先に聞かせてください。

#### No.102 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.103 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

豊明市におきます虐待事例でございますが、21年度につきましては、中央児童・障害者相談センターが直接受けました相談件数は9件でございます。豊明市内で9件でございます。

そのうち、虐待の種類は身体的虐待が3件、ネグレクト、いわゆる育児放棄が5件、それから心理的虐待が1件でございます。

終わります。

#### No.104 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.105 ○9番(石橋敏明議員)

そういうことで、皆さんも初めて聞くだらうと思うんですが、豊明市でもこういうふうになっている。

やはり起こったんではなしに、これはやはり事あるごとに追跡調査なり、そういったものが必要じゃないかと思えますので、これについては、やはり一歩進んだ、助けるという精神がないとどうしようもできませんから、だれかやるだらう、だれかやるだらうと。責任を逃れたいので、みんな行政もそういうことで、結果がこういうことなんですよ。

それで「救出に立ちすくむ行政」と、こういったことで新聞紙上にもたくさん出ておりますが、一歩助けるつもりで、やはり個人で助けるつもりでやらないといけないんじゃないかと、こう思います。

非常に難しい問題ですが、今後そういうことがあってはなりません。これは本当に親からこういった虐待を受けるなんて、その子どもはどういう気持ちであるか、前日も言いましたけれども、本当にもう身震いをするようなことですよ。そういうことのないように行政も手を出せるところはやらないといけない。

それと、一つ提案したいのですが、転居、転入、こういったときにやはり見るとわかりますよね。それは余り立ち入りはできません、確かに個人情報でできないと思えますが、個人情報だからできないできないじゃなしに、「どちらに行かれるんですか、子どもさんだったら、こういうところがありますので、こういうふうにしてくださいよ」とか、この一言声をかけるなり、そういったものをどういうふうにしたらいいのかぐらいのことは、戸籍の関係の方とかそういった方については、それぐらいの頭を働かせてもらいたいなと思えます。

もう数年前、私は豊明市に転入される方について、小さな冊子でいいから、例えば入ってきたらどういうふうにしてくださいよと、例えばすぐ町内会長さんに行って、ごみの問題とかいろいろ、そういった問題をどういうふうにしてくださいと、小さな冊子をつくってくれませんかということで、数年前にお願いして、今そういうふうになっていると思えます。

そういうふうなことで、やはり心の通った行政というのは、そういうところじゃないかなと思えますので、時間も迫っておりますので、この辺で。

それと、小中学校のいじめについては、今、教育部長のほうからいろいろ生活指導とか、6項目のをいただきました。確かに立派なことですが、どういうふうに関心されているかということ、時間があつたら私は聞きたいですが、これが問題なんですよ。

だから、やはりここが重要ですから、ぜひその辺も含めて、今後こういうことのない豊明市にしていきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

No.106 ○議長(矢野清實議員)

これにて、9番 石橋敏明議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9月4日から9月6日までの3日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.107 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、明9月4日から9月6日までの3日間を休会とすることに決しました。

9月7日午前 10 時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後1時56分散会